

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3336号)

令和8年4月28日

横情審答申第3336号

令和8年4月28日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和6年12月23日資事第2944号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「立入調査報告書（R4.12.19）」外14件の一部開示決定に対する審査請求
についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「立入調査報告書（R4.12.19）」外14件を一部開示とした決定のうち、別表3に掲げる部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。また、「立入調査報告書（R4.12.19）」のうち別紙を対象行政文書として特定しなかったことは妥当ではなく、特定の上、改めて開示・不開示の決定をすべきである。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和6年8月29日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第1号、第3号ア及び第5号アに該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 本件審査請求文書の特定の妥当性について

審査請求人は、別表1に掲げる文書1について、「指摘事項あり」の別紙（以下「文書1の別紙」という。）も開示すべきであると主張しているが、これは他の事業者へ立入調査を行った際の記録であり、特定事業者に係る文書ではないため、本件開示請求の対象外とした。

(2) 条例第7条第2項第1号の該当性について

不開示とした部分のうち個人の氏名、顔及び印影については、個人に関する情報であり特定の個人を識別できるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでに該当せず、不開示とした。

(3) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 不開示とした部分のうち一般廃棄物処理業横浜市許可番号及び法人名については、立入調査において廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に係る指摘を受けた特定事業者以外の法人

に関する情報であって、公にすることにより、特定事業者以外の法人の競争上の地位を害するおそれがあることから、本号アに該当し、ただし書に該当せず、不開示とした。

イ 不開示とした部分のうち取引先法人の情報については、特定事業者がその事業活動の過程で独自に開拓した取引先に係る情報であって、公にすることにより、特定事業者の競争上の地位を害するおそれがあることから、本号アに該当し、ただし書に該当せず、不開示とした。

ウ 不開示とした部分のうち法人代表者の印影については、開示することにより、第三者に偽造されるなどして、その財産権が侵害されるおそれがあることから、本号アに該当し、ただし書に該当せず、不開示とした。

エ 不開示とした部分のうち生産技術上のノウハウに係る情報については、処理の詳細な流れや運用方法など特定事業者の独自の技術や知識により作成された情報であり、公にすることにより、特定事業者の競争上の地位を害するおそれがあることから、本号アに該当し、ただし書に該当せず、不開示とした。

オ 不開示とした部分のうち実施機関の行政指導に係る情報及び法人の不利益情報については、立入り時に実施機関が廃棄物処理法上の指摘をした内容であり、公表されていない情報である。これらは行政処分に至らない指摘事項であり、これらを開示すると、特定事業者に対する社会的な信用が低下し、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、本号アに該当し、ただし書に該当せず、不開示とした。

カ 不開示とした部分のうち事業者のセキュリティに係る情報については、監視カメラ等の警備機器の設置場所、設置台数、機能等に関する情報であり、これらを開示すると、当該システムの正常な動作への妨害、当該システムの破壊が可能な手順、方法等を推測させ、特定事業者の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号アに該当し、ただし書に該当せず、不開示とした。

(4) 条例第7条第2項第5号アの該当性について

不開示とした部分のうち実施機関の行政指導に係る情報については、産業廃棄物処理業者等に係る行政処分基準（平成19年4月制定。以下「行政処分基準」という。）に基づき、廃棄物処理法に係る行政処分を行うかについて判断している。行政処分を行った際は、行政処分基準第7条に基づき、処分を受けた者の名称や処分の内容、原因となった事実等について公表することとしているが、特定事業者は行

政処分を受けておらず公表していない。よって、当該部分を公にすることにより、第三者が実施機関の是正指導の内容、指導監督の傾向、どのような場合に行政処分を受けるのかといったことを具体的に把握できることとなり、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号アに該当し、不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び主張書面において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 文書1から文書3まで、文書6及び文書8から文書10までは、特定事業者役員、現場管理者を除く社員の名前等個人のプライバシーに関わる箇所を除き開示すべきである。文書1の別紙についても開示すべきである。
- (2) 文書4及び文書5は開示すべきである。
- (3) 処理系統図は開示すべきである。
- (4) 不開示の理由として取引先の情報、自ら開拓した生産技術上の情報とあるが、取引先を開示されても事業活動に正当な利益を害することはなく、優良事業者はむしろ積極的に公開している情報である。
- (5) 黒塗り部分は同社が独自に開発した秘密情報に限定すべきであるが、黒塗りした部分には企業秘密に当たる独自技術とごく一般的なものと区分けを検討した形跡がない。
- (6) 実施機関は指導方針が公開されるおそれがあることを不開示の理由にしているが、立入調査、現場調査は産業廃棄物処理法の規定により行われており、どこを見るか何を聞くかはどの自治体もほぼ同じである。愛知県、名古屋市では、この行政指導について、審査請求人の開示請求に対し開示している。
- (7) 文書4及び文書5について、実施機関は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとするが、中間処理業者が廃棄物を処理した後どう処理しているかは、国民の健康を守り、環境を保全する上で重要な情報である。廃棄物処理法では公開することを義務づけてはいないが、廃棄物処理施設周辺の住民に閲覧権を認めており、それに基づき処分される廃棄物の流れと処分先が住民との懇談会・協議会等で情報提供されている例が多い。
- (8) 廃棄物を委託処理しようとする企業が、不適正処理がないか確認するために処理先等のデータの提供を求めていることは周知の事実である。業者にとって取引価格

等を除き困る情報とはいえない。

- (9) 処理系統図については、相手側の企業名、処理量等が記載されているため不開示にしたと考えられるが、それらも含め、処理フローが他社に知られると困る内容でない場合はフローチャートも公開すべきである。
- (10) 本件における廃棄物処理法上の指摘事項は、現場での口頭指導ないし技術的助言に留まると考える。これを開示したことで業者が不利益を被る可能性はほとんどない。むしろ、黒塗りにしたことで、実施機関は廃棄物処理法違反を把握しながら、企業利益を住民利益よりも優先したのではないかとの懸念を住民に抱かせる懸念すら生まれかねない。
- (11) 法人代表者の印影、管理職でない社員の名前、監視カメラ等の警備機器の設置場所、台数、機能についての情報は不開示のままでよい。
- (12) 公表していないことを不開示の理由に使っているが、公表していないことが不開示の理由になるなら、情報公開条例の意味はないだろう。

5 審査会の判断

- (1) 産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理施設の許可等に係る事務について

ア 許可業者への立入調査に係る事務について

廃棄物処理法第14条第1項及び第6項並びに第14条の4第1項及び第6項では、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者及び処分を業として行おうとする者は、当該業を行う区域を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、その長とする。以下同じ。）の許可を受けなければならないと規定している。

また、廃棄物処理法第15条第1項では、産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、当該施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないと規定している。

資源循環局事業系廃棄物対策課では、産業廃棄物処理業等に係る許可、届出及び指導監督に関すること等の事務を所掌している。また、産業廃棄物の保管や処理、施設の状況等を確認するため、廃棄物処理法第19条第1項及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成4年9月横浜市条例第44号）第49条の規定に基づき、許可業者等の事務所等への立入検査等を行う。

イ 産業廃棄物処理施設実績報告書に係る事務について

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則（平成5年2月

横浜市規則第5号)第38条の2では、産業廃棄物処理施設を設置している事業者は、前年度の当該処理施設ごとの産業廃棄物の処理実績を毎年6月30日までに、産業廃棄物処理施設実績報告書により実施機関に報告しなければならないと規定している。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、特定事業者に対する廃棄物処理法に基づく立入調査の内容を記載した文書及び特定事業者から提出された産業廃棄物処理施設実績報告書である。

文書1は、令和4年12月19日に行った立入調査の記録のうち特定事業者に係る部分であり、表紙及び特定事業者に係る立入調査報告書で構成されている。

文書2、文書3及び文書6から文書10までは、特定事業者に対して行った立入調査の記録であり、現場業務日報、特定事業者から提出された図面等及び実施機関職員が撮影した写真で構成されている。

文書4及び文書5は、特定事業者から提出された令和4年度及び令和5年度の産業廃棄物処理施設実績報告書である。

審査請求人は、文書1の別紙を対象行政文書として開示すること並びに文書1から文書6まで、文書7のうち処理系統図及び文書8から文書10までの不開示部分を開示することを求めているため、当審査会は当該部分について見分した上で別表2のとおり不開示部分を分類し、以下検討する。

(3) 本件審査請求文書の特定の妥当性について

ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 「立入調査報告書(R4.12.19)」には特定事業者以外の事業者への立入調査の報告書も含まれているが、本件開示請求書の記載から、特定事業者に係る部分のみの開示を求めていると解し、文書1を特定した。

(イ) 本件審査請求文書の特定に当たり、審査請求人に対して、文書1の別紙を対象文書から除くことは説明しておらず、審査請求人から文書1の別紙について開示を求めない旨の申出等もなかった。

イ 当審査会において本件開示請求書を確認したところ、対象文書から文書1の別紙を明確に除く意図があるものとは認められず、審査請求人は審査請求書において文書1の別紙の開示を求めていることから、実施機関が文書1の別紙を特定しなかったことは妥当とはいえず、文書1の別紙についても特定すべきである。

(4) 条例第7条第2項第1号の該当性について

ア 条例第7条第2項第1号は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

ただし、同号ただし書では、「ア 法令若しくは条例・・・の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 不開示部分1には特定事業者及びその取引先の従業員の氏名、印影及び写真並びに実施機関職員の写真が記載されている。これらは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。

このうち別表3に掲げる部分は、特定事業者の役員の名であり、法人の役員名は法人の登記簿で閲覧できることから、本号ただし書アに該当し、開示すべきである。

その余の部分は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(5) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第3号は、「法人その他の団体・・・に関する情報・・・であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」について、開示しないことができると規定している。

また、同号ただし書は、「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

イ 不開示部分2には特定事業者の代表者の印影が記載されている。これを公にすることにより、第三者に偽造されるなどして、その財産権が侵害されるおそれがあることから、本号アに該当する。

ウ 不開示部分 3 には取引先の事業者名、部署名、車のナンバーの一部及び代表者の決裁印が記載されている。

このうち別表 3 に掲げる部分は、取引先の事業者が特定される情報とはいえ、これらが開示されることで当該事業者の事業活動が損なわれるとは認められないため、開示すべきである。

その余の部分については、特定事業者が事業活動の過程で独自に開拓した取引先に係る情報であって、公にすることにより取引先の事業者が特定され、特定事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、本号アに該当する。

エ 不開示部分 4 には特定事業者の産業廃棄物処理施設の詳細な図面、処理の流れ、保管面積、保管容積、設備の変更内容、使用する機械の情報等が記載されている。

このうち別表 3 に掲げる部分は、本件処分で既に開示されている他の情報及び特定事業者が公表している産業廃棄物処分業許可証により明らかな情報であり、これらが開示されることで当該事業者の事業活動が損なわれるとは認められず、開示すべきである。

その余の部分は、事業者が事業活動を行う上での内部管理情報であり、公にすることにより、競争上の不利益を被るなど当該事業者の事業活動が損なわれるおそれがあると認められ、本号アに該当する。

オ 不開示部分 5 には産業廃棄物処理施設で実施した産業廃棄物の機能破壊の実施概要及び実施後の産業廃棄物の写真が記載されている。

このうち別表 3 に掲げる部分は、搬入された産業廃棄物の種類、状態、搬入方法等を記載したものであり、事業者が事業活動を行う上での内部管理情報にも独自の技術や知識により作成された情報にも該当しないことから、これらが開示されることで当該事業者の事業活動が損なわれるとは認められず、開示すべきである。

その余の部分は、公にすることにより、競争上の不利益を被るなど当該事業者の事業活動が損なわれるおそれがあると認められ、本号アに該当する。

カ 不開示部分 6 には特定事業者等の従業員に行った教育の内容、使用テキスト名等が記載されている。

このうち別表 3 に掲げる部分には情報が記載されておらず、また情報が記載されていないことが公になることで当該事業者の事業活動が損なわれるとは認めら

れず、開示すべきである。

その余の部分は、事業者が事業活動を行う上での内部管理情報であり、公にすることにより、競争上の不利益を被るなど当該事業者の事業活動が損なわれるおそれがあると認められ、本号アに該当する。

キ 不開示部分7には産業廃棄物として特定事業者の産業廃棄物処理施設に搬入された製品の製造事業者名及び当該事業者を推測させる情報が記載されている。これらを公にすることにより、当該事業者の社会的信用が侵害され、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

ク 不開示部分8には監視カメラ等の警備機器の設置場所、設置台数、機能等が記載されている。これらを公にすることにより、特定事業者の具体的な防犯体制が明らかとなり、安全面の確保に困難を来すなど、その事業活動が損なわれるおそれがあると認められ、本号アに該当する。

ケ 不開示部分9には立入調査において指摘事項があった特定事業者以外の事業者名及びその一般廃棄物処理業横浜市許可番号が記載されている。横浜市ウェブサイトには、一般廃棄物処理業横浜市許可番号が記載された一般廃棄物処理業者名簿が公表されており、本件処分においては当該事業者が指摘を受けた事項が開示されているため、これらの情報が公にされると、指摘を受けた事業者が特定されることで、当該事業者の社会的信用が侵害され、社会的評価の低下を来し、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

コ 不開示部分10には特定事業者への指摘事項及び対応内容が記載されている。

このうち別表3に掲げる部分は、立入調査での一般的な確認項目、立入調査で実施機関職員が確認した施設内の客観的な状況及び実施機関から特定事業者への連絡事項を記載したものであり、これらが開示されることで当該事業者の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、開示すべきである。

その余の部分は、行政処分に至らなかった指導内容であり、これらの情報が公にされると当該事業者の社会的信用が侵害され、社会的評価の低下を来し、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

(6) 条例第7条第2項第5号アの該当性について

不開示部分10のうち別表3に掲げる部分は、実施機関の是正指導の内容、指導監督の傾向等を具体的に把握できる情報ではないため、開示することにより産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の事務の適正な遂行に支障を及ぼ

すおそれがあるとは認められず、本号柱書に該当しない。

その余の部分については、上記(5)コのとおりであるから、本号については判断するまでもなく、不開示が妥当である。

(7) 審査請求人は、中間処理業者が廃棄物を処理した後どう処理しているかは、国民の健康を守り、環境を保全する上で重要な情報である等と主張しており、これは条例第7条第2項第3号ただし書に該当するとの主張と解されるが、実施機関に確認したところ、特定事業者に関して、人の生命、健康等に被害が発生しているといった情報は把握していないとのことであり、同号ただし書に規定する公にすることが必要であると認められる情報に該当するとはいえない。審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(8) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を一部開示とした決定のうち、別表3に掲げる部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を開示とした決定は妥当である。また、文書1の別紙を対象行政文書として特定しなかったことは妥当ではなく、特定の上、改めて開示・不開示の決定をすべきである。

(第五部会)

委員 久末弥生、委員 萩野寛雄、委員 吉田仁美

別表1

文書名	対象行政文書
文書1	立入調査報告書 (R4. 12. 19)
文書2	令和4年11月7日現場業務日報 (産業廃棄物処理施設)
文書3	令和5年1月26日現場業務日報 (産業廃棄物処理施設)
文書4	産業廃棄物処理施設実績報告書 (4年度) (2件)
文書5	産業廃棄物処理施設実績報告書 (5年度)
文書6	令和3年5月6日現場業務日報について
文書7	令和3年8月16日現場業務日報について
文書8	令和4年5月10日現場業務日報 (中間処理)
文書9	令和4年11月7日現場業務日報 (中間処理)
文書10	令和5年11月22日現場業務日報 (中間処理)

別表 2

不開示部分名	不開示部分	不開示根拠規定
不開示部分 1	特定の個人に関する情報	条例第 7 条第 2 項第 1 号
不開示部分 2	法人代表者の印影	条例第 7 条第 2 項第 3 号ア
不開示部分 3	取引先情報	
不開示部分 4	施設に関する情報	
不開示部分 5	産業廃棄物の機能破壊に関する情報	
不開示部分 6	従業員に対する教育に関する情報	
不開示部分 7	産業廃棄物の製品の製造事業者に関する情報	
不開示部分 8	事業者のセキュリティに関する情報	
不開示部分 9	本件事業者以外の事業者に対する行政指導に関する情報	条例第 7 条第 2 項第 3 号ア及び第 5 号ア
不開示部分 10	本件事業者に対する行政指導に関する情報	

別表 3

不開示部分名	文書名	開示すべき部分
不開示部分 1	文書 9	1 頁目不開示部分 1 行目 3 文字目から 8 文字目まで
不開示部分 3	文書 10	27 頁目不開示部分の全て、28 頁目車のナンバープレート、82 頁目不開示部分 1 行目 1 文字目から 8 文字目まで、2 行目 1 文字目から 4 文字目まで、83 頁目不開示部分 1 行目 1 文字目から 8 文字目まで、2 行目 1 文字目から 4 文字目まで、88 頁目不開示部分 1 行目 1 文字目から 8 文字目まで、2 行目 1 文字目から 4 文字目まで、89 頁目不開示部分 1 行目 1 文字目から 8 文字目まで、2 行目 1 文字目から 4 文字目まで
不開示部分 4	文書 6	13 頁目「処理品目」欄の全て、「t/時」欄 23 行目の全て、「t/日」欄 23 行目の全て、14 頁目「処理品目」欄の全て、「t/時」欄 23 行目の全て、「t/日」欄 23 行目の全て
	文書 8	4 頁目「処理品目」欄 1 行目から 7 行目まで、15 行目から 20 行目まで及び 35 行目から 54 行目までの全て、「t/時」欄 44 行目の全て、「t/日」欄 44 行目の全て
	文書 9	3 頁目「処理品目」欄 1 行目から 7 行目まで、15 行目から 40 行目までの全て、「t/時」欄 29 行目及び 40 行目の全て、「t/日」欄 29 行目及び 40 行目の全て、8 頁目不開示部分 27 行目及び 29 行目の全て、22 頁目不開示部分 1 行目の全て、2 行目 1 文字目から 6 文字目まで、23 頁目「溶融施設」の行不開示部分の全て
	文書 10	5 頁目不開示部分 28 行目及び 30 行目の全て、11 頁目「2) XT-410 (平面図)」の行不開示部分の全て、12 頁目「XT-502」の行不開示部分の全て、13 頁目「1) XT-603」の行及び「2) XT-602」の行不開示部分全て

不開示部分 5	文書10	46頁目「荷姿概要」欄 1行目 1文字目から7文字目まで及び20文字目から行末まで、47頁目「荷姿概要」欄 1行目 1文字目から13文字目まで、48頁目「荷姿概要」欄 1行目の全て、49頁目「荷姿概要」欄 1行目 1文字目から10文字目まで、50頁目「荷姿概要」欄の全て、51頁目「荷姿概要」欄 1行目33文字目から行末まで、52頁目「荷姿概要」欄 1行目 1文字目から20文字目まで、53頁目「荷姿概要」欄 1行目の全て、54頁目「荷姿概要」欄 1行目 1文字目から21文字目まで、55頁目「荷姿概要」欄 1行目 1文字目から21文字目まで、56頁目「荷姿概要」欄 1行目の全て、57頁目「荷姿概要」欄の全て、58頁目「荷姿概要」欄の全て、59頁目「荷姿概要」欄 1行目 1文字目から16文字目まで、60頁目「荷姿概要」欄 1行目 1文字目から18文字目まで、61頁目「荷姿概要」欄 1行目 1文字目から23文字目まで、62頁目「荷姿概要」欄 1行目の全て、63頁目「荷姿概要」欄 1行目の全て、64頁目「荷姿概要」欄 1行目の全て、65頁目「荷姿概要」欄 1行目の全て、66頁目「荷姿概要」欄 1行目の全て、67頁目「荷姿概要」欄 1行目 1文字目から24文字目まで及び30文字目から行末まで、68頁目「荷姿概要」欄 1行目の全て、69頁目「荷姿概要」欄 1行目 1文字目から20文字目まで、70頁目「荷姿概要」欄 1行目 1文字目から23文字目まで、71頁目「荷姿概要」欄 1行目の全て、72頁目「荷姿概要」欄 1行目の全て、73頁目「荷姿概要」欄 1行目の全て
不開示部分 6	文書10	「感想・理解度欄」の全て
不開示部分10	文書 6	12頁目不開示部分12行目から15行目までの全て
	文書10	44頁目不開示部分11行目の全て

(注意)

文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ1文字と数えるものとする。表の枠線は、文字数に数えない。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 6 年 12 月 23 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 7 年 1 月 9 日	・ 審査請求人から主張書面を受理
令 和 7 年 1 月 20 日	・ 実施機関から反論書の写しを受理
令 和 7 年 12 月 23 日 (第18回第五部会)	・ 審議
令 和 8 年 1 月 30 日 (第19回第五部会)	・ 審議
令 和 8 年 2 月 17 日 (第20回第五部会)	・ 審議
令 和 8 年 3 月 24 日 (第21回第五部会)	・ 審議